

債権者口座登録のご案内

練馬区との契約にかかる代金等を請求される場合には、請求書とともに口座振替依頼書の提出が必要ですが、振込口座をあらかじめご登録いただくことにより、請求時に振込先口座内容の記載を省略することができます。

ご希望の方は「債権者口座登録依頼書」に必要事項を記入のうえ、下記送付先までお送りください。

登録にあたっての注意事項

(1) 登録の金融機関について

信用金庫、農協、ネット銀行など一部の金融機関につきましては、登録できない場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

(2) 登録内容の変更について

ご登録いただきました内容に変更が生じた際は、お手数ですが変更の手続きをお願いします。

なお、法人名変更の場合は法人の同一性を確認できる書類（※）の添付が必要です。

※同一性を確認できる書類の例

- ・登記事項証明書の写し
- ・東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録している場合は、最新の競争入札参加資格受付票の写し

登録が済みますと・・・

練馬区が債権者口座登録依頼書を受理してから、登録完了までに一週間程度かかります。

登録の処理が完了しますと、債権者コードを記載した**登録完了のお知らせ**をご登録の住所にお送りします。記載されている債権者コード・登録内容を確認のうえ、保管してください。

以後、練馬区に請求書を提出されるときは、登録完了のお知らせに記載された債権者コードを記入の上、請求先部署へご提出ください。債権者コードを記入すれば、振込先口座内容の記入は不要です。

問い合わせ先および送付先

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

債権者口座登録依頼書の提出は、窓口にお持ち込みいただくか、郵送、メールでも受け付けています。

【受付時間 平日 8:30～17:15】

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

練馬区役所会計管理室 審査担当係（本庁舎4階）

（代表） 03-3993-1111

（ダイヤルイン） 03-5984-5798

（メール） KAIKEIKANRI02@city.nerima.tokyo.jp